

要介護利用料金

当事業の通所介護の提供に際し利用者が負担する利用料金は、介護保険給付費の1割から3割が自己負担額となります。（自己負担割合は、「介護保険負担割合証」に基づきます。）

ただし、介護保険給付外のサービスについては全額自己負担です。

基本単位 通常規模型通所介護費 (6時間以上7時間未満)	介護報酬単位
要介護1	678単位
要介護2	801単位
要介護3	925単位
要介護4	1049単位
要介護5	1172単位
入浴介助加算(Ⅰ)	40単位
科学的介護推進体制加算	40単位
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22単位
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18単位
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6単位
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	月の利用総単位数に9.2%を乗じた数を加算とする/月
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	月の利用総単位数に9.0%を乗じた数を加算とする/月
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	月の利用総単位数に8.0%を乗じた数を加算とする/月
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	月の利用総単位数に6.4%を乗じた数を加算とする/月

対象者加算

- ・個別機能訓練加Ⅰ(イ) 56単位
- ・個別機能訓練Ⅱ 20単位
- ・若年性認知症利用者受入加算 60単位/日
- ・送迎減算(事業所が送迎を行っていない場合) -47単位/片道
- ・通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用をいただきます。

自動車利用の場合通常の事業の実施地域を超える距離1キロメートルごとに50円(片道)

・食事…早川町社会福祉協議会の配食事業よりお弁当を提供します。

食材料費として、おやつ代を含み1食500円をご負担していただきます。

・理美容…サービス利用時に訪問理美容をご利用いただけます。散髪代は2500円です。利用当日にご用意ください。お持ちいただけない場合は、ご利用になれません。

・利用者の希望により、通常要する時間を超えてサービスを提供する場合に要する費用のうち居宅介護（支援）サービス費用基準額を超える額。

延長1時間につき 500円

要支援利用料金

利用料金の発生は契約日から契約終了日までとします。料金は日割りにて請求します。当事業の介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業サービスの提供に際し、利用者が負担する利用料金は、介護保険給付費の1割から3割が自己負担額となります。（自己負担割合は、「介護保険負担割合証」に基づきます。）ただし、介護保険給付外のサービスについては全額自己負担です。

基本単位 介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業 (6時間以上7時間未満)	介護報酬単位
要支援1・事業対象者 (週1回利用相当)	1798単位
要支援2・事業対象者 (週2回利用相当)	3621単位
科学的介護推進体制加算	40単位
サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 要支援1	72単位
サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 要支援2	144単位
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	月の利用総単位数に9.2%を乗じた数を加算とする/月
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	月の利用総単位数に9.0%を乗じた数を加算とする/月
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	月の利用総単位数に8.0%を乗じた数を加算とする/月
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	月の利用総単位数に6.4%を乗じた数を加算とする/月

・運動機能向上加算 225単位/月

・食事…早川町社会福祉協議会の配食事業よりお弁当を提供します。

食材料費として、おやつ代を含み1食500円をご負担していただきます。

・理美容…サービス利用時に訪問理美容をご利用いただけます。散髪代は2500円です。利用当日にご用意ください。お持ちいただけない場合は、ご利用になれません。

・利用者の希望により、通常要する時間を超えてサービスを提供する場合に要する費用のうち居宅介護(支援)サービス費用基準額を超える額。

延長1時間につき 500円